

税理士
法人

AIF事務所便り

2025.4.1/393号



contents

- ◆ 令和7年度税制改正
- ◆ 領収書が無くても経費になるの？
- ◆ 雇用保険法の改正

令和7年度税制改正 1

① 個人所得税 減税？

「103万円問題より106万円と130万円」社会保険に注意

令和7年度の税制改正の最重要注意点であった103万円の壁問題。だまされてはいけません。一見減税に見えますが、50人以上の会社では106万円から、50人以下の会社でも130万円から、社会保険の扶養控除がはずれることで、社会保険の負担が大幅に増え、手取りが減ることになります。

試算では、110万円で6万円、150万円では16万円程度手取りが減ることになります。今回の減税案は、所得税は年収に関係なく2万円程度減税ですが、社会保険の負担がそれを大きく上回ります。

基礎控除と給与所得控除の引上げ

物価上昇局面の税負担調整、就業調整への対応措置として基礎控除は所得に応じて引上げとなり、複雑怪奇な改正となりました。また、2年間の時限立法もあり、給与計算事務の負担が増えることとなります。

【令和7年分・令和8年分（時限措置）】

(単位：万円)

合計所得金額	原案	上乗せ額	基礎控除計
132万円以下	58	37	95
132万円超 336万円以下		30	88
336万円超 489万円以下		10	68
489万円超 655万円以下		5	63
655万円超 2,350万円以下	58	—	58
2,350万円超 2,400万円以下	48	—	48
2,400万円超 2,450万円以下	32	—	32
2,450万円超 2,500万円以下	16	—	16
2,500万円超	0	—	0

【令和9年分以後（恒久措置）】

(単位：万円)

合計所得金額	原案	上乗せ額	基礎控除計
132万円以下	58	37	95
132万円超 2,350万円以下	58	—	58
2,350万円超 2,400万円以下	48	—	48
2,400万円超 2,450万円以下	32	—	32
2,450万円超 2,500万円以下	16	—	16
2,500万円超	0	—	0

令和7年度税制改正 2

大学生年代の親族の扶養控除枠を拡大

大学生アルバイトの就業調整に対応して19歳以上23歳未満の子等で合計所得金額123万円以下、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、給与収入150万円までは63万円を控除し、さらに給与収入が増えると段階的に控除額を削減する特定親族特別控除（仮称）が、令和7年分以後の所得税に適用されます。

扶養控除、同一生計配偶者の要件も引上げ

基礎控除の引上げに伴い、人的控除が見直されます。扶養親族、同一生計配偶者の合計所得金額の要件は58万円以下となり、現行48万円から10万円引き上げられます。

個人住民税も給与所得控除の見直し、特定親族特別控除（仮称）の創設、扶養親族、同一生計配偶者の合計所得金額の要件等を改正し、令和8年分から適用されます。

iDeCoの拠出限度額を引上げ

iDeCoは加入年齢を70歳未満に引き上げ、拠出限度額は自営業者等は月額7.5万円（現行：月額6.8万円）、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金の掛金額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（現行：月額2.0万円）、企業年金未加入者は月額6.2万円（現行：月額2.3万円）に引き上げ、全額所得控除されます。

子育て世帯への支援措置を1年継続・拡充

①住宅ローン控除

住宅ローン借入限度額の上乗せ措置（認定住宅5,000万円、ZEH水準省エネ住宅4,500万円、省エネ基準適合住宅4,000万円）、および床面積要件の緩和措置（合計所得金額1,000万円以下、40㎡以上）は令和7年限り適用されます。

②住宅リフォーム税制（継続）

工事費用相当額（上限250万円）の10%相当額を所得税額から控除する措置が令和7年限り適用されます。

③生命保険料控除（拡充）

新生命保険料に係る一般生命保険料控除は、23歳未満の扶養親族のある場合、令和8年分の適用限度額を6万円（現行4万円）に引き上げます（合計適用限度額12万円）。



これで少しは時間を気にせず、アルバイトに専念できそうです。

令和7年度税制改正 3

② 贈与・相続税 減税？

結婚・子育て資金の贈与非課税は2年延長

結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度（直系尊属からの贈与について結婚資金は300万円まで、子育て資金は1,000万円までを非課税）は、「こども未来戦略」の集中取組期間（令和8年度まで）にあることを勘案し、2年間の延長となりました。

法人版事業承継は役員就任要件を見直し

事業承継における非上場株式等の贈与税の納税猶予制度の特例措置は、経営承継円滑化法による特例承継計画の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から贈与により取得した後継者の贈与税の納税を猶予し、贈与者の死亡等により猶予税額の納付を免除するものです。

特例措置の適用期限は、令和9年12月31日です。これまで後継者である受贈者には贈与日まで引き続き3年以上、当該法人の役員に就任していることが要件となっていましたが、令和6年12月31日で役員に就任していない場合でも、贈与の直前に役員に就任していれば適用できるようになります。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

設備投資の固定資産税軽減は2年延長

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者の生産性向上や賃上げに資する機械・装置等の設備投資について固定資産税の課税標準の特例措置を見直しのうえ2年延長します。

賃上げ方針を計画に位置付け、雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる場合、最初の3年間は課税標準の2分の1が減免され、3%以上引き上げる場合、最初の5年間は課税標準の4分の3が減免されません。

③ 防衛力強化に係る税制措置 大きく増税

令和5年度税制改正は防衛力強化に向けた安定的な財源確保のため段階的に増税する方針が出され、法人税、所得税、たばこ税が対象とされました。令和7年度税制改正では、所得税の増税は「103万円の壁」引上げの影響を勘案して検討とされ、法人税とたばこ税の増税が先行します。

防衛特別法人税（仮称）を創設

防衛特別法人税（仮称）が創設されます。所得税額の控除や外国税額の控除などの制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税額（基準法人税額）から中小法人の負担に配慮した年500万円の基礎控除額を控除した後の金額（課税標準法人税額）に4%の税率を課し、一定の税額控除を行います。令和8年4月1日以後開始事業年度から適用します。法人税の中間申告書の提出は、令和9年4月1日以後開始する課税事業年度から適用します。

領収書が無くても経費になるの？

領収書が無くても経費にはなりません

税務署への証明資料という観点からの領収書とは、払った事実を証明するための物ですから、払った事実が証明できれば、いわゆる「領収書」は無くても良いのです。

そう聞くと「おや？」と思われるでしょうが、皆さんがよく使われる銀行の振込によって金銭等を受領した時には、領収書を作成しない場合がありますよね。なぜ作成しないかと言えば、支払った側から要求されないからです。なぜ支払った側が要求しないのかと言えば、銀行振込の場合は領収書が無くても、その支払の事実は証明できるからです。

ただし、支払った側から要求された場合は領収書を発行しなければなりません。

交通費などはどうするの？

新幹線などは領収書がもらえますが、少額の電車やバスの運賃はまず領収書はもらえません。Suica(スイカ)等の交通系電子マネーはチャージした時に領収書はもらえますが、今では電車やバスだけでなくほとんどの支払いに使えますので、チャージした領収書をもって交通費にはできません。

電車賃やバス代等は日報のようなものに、金額とどこへ行ったのかを記録しておく必要があらうかと思えます。

交通系電子マネーは各社利用履歴を閲覧等可能ですが、例えば JR 東日本の Suica の場合はモバイルアプリや会員メニューサイトですと 26 週以内かつ最大 100 件までしか確認できませんから、経費精算や記帳に利用する場合は履歴をこまめに取るように心がけましょう。

お祝いや香典はどうするの？

いわゆる慶弔費ですが、慶弔費については、招待状や礼状を保管しておけば、社会通念上(常識的に)妥当な金額であれば領収書等がなくても、通常支払の事実の証明までは求められません。

また、結婚式やお葬式などに参加する際に、会場への移動や宿泊が必要となった場合は、この交通費や宿泊費も経費として処理が可能です。宿泊費が発生する場合などは、きちんと領収書をもらうようにしましょう。



領収書が無くても経費になりますが、いつ・何円・何に使ったかは記録しましょう。

雇用保険法の改正

雇用保険では4月以降、大きくいうと4項目が改正されます。順に見てみましょう。

① 自己都合退職者の給付制限期間の見直し

退職者が失業給付（基本手当）を受ける際の給付制限は現在7日間の待機期間の後、給付制限期間が2か月ありますが、4月からは1か月に短縮されます。基本手当が早くもらえることで求職活動もより積極的になり、再就職までの期間が早まるとみえています。

しかし5年間で3回以上の自己都合退職をした場合の給付制限期間は現状の3か月のままで、短期に転職を繰り返す人に歯止めをかけています。

一方で離職期間中や離職日前の1年以内に教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けた場合の給付制限はなく、待機期間終了後すぐに基本手当が受けられます。

② 教育訓練給付金の創設

教育訓練給付は2024年10月に給付率を引き上げました。2025年10月には新たに「教育訓練休暇給付金」を設けます。

在職中に教育訓練のための休暇（無給）を取得した人に基本手当相当を支給するものです。

③ シニア向けの改正

高年齢雇用継続給付金の給付率が下がります。60歳以降も働き賃金が60歳時点の75%未満に下がった人に対し、今までは最大下がった賃金の15%が支給されてきましたが、10%に引き下げられます。対象は4月以降に60歳になる方です。すでに受給している方は以前と同様15%です。

④ 育児関係2つの給付金を新設

・「出生後休業支援給付金」

男性が子の出生後8週間以内に14日以上の子育て休業を取得した場合、最大28日育児休業給付に13%上乗せし、通常の給付率67%に足して80%とします（手取りで10割相当になる）。男性の育児休業取得を促すための対策です。

・「育児時短就業給付金」

2歳未満の子を養育するために短時間勤務をして賃金が下がった場合、支払われた賃金の最大10%を支給し、時短勤務で減った賃金を補う制度が作られます。



法改正を理解して対象者に周知してもらわなくてはなりませんね